

## 栃木県次期プラン及び地方創生総合戦略策定懇談会設置要綱

(設置)

**第1条** 県政の基本指針となる次期プラン及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条の規定に基づく本県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）の策定に当たり、栃木県議会、市町村、関係団体等から幅広く意見等を聴取するため、栃木県次期プラン及び地方創生総合戦略策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 策定懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 次期プラン及び地方創生総合戦略の検討に関すること。
- (2) その他次期プラン及び地方創生総合戦略の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 策定懇談会は、委員43人以内をもって組織する。

- 2 策定懇談会の委員は、栃木県議会の議員、市町村の長を代表する者、関係団体の役員、学識経験のある者、公募により選考された者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第2項に規定する委員の公募に関する取扱いについては、知事が別に定める。

(会長)

**第4条** 策定懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 策定懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

**第6条** 策定懇談会には、専門的事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の諮問に応じ、検討を行い、その結果を報告する。
- 3 部会の委員は、策定懇談会の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

**第7条** 策定懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月12日から施行し、平成28年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の策定懇談会は知事が、最初の部会は会長が招集する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。